



# 普及センターだより

令和4年度

No.2

発行所 香川県小豆農業改良普及センター

〒761-4301 小豆郡小豆島町池田2519-2 TEL:0879-75-0145 FAX:0879-75-2477  
URL <https://www.pref.kagawa.lg.jp/shozu/nogyo/> E-mail shozunokai@pref.kagawa.lg.jp

シリーズ

小豆島の  
多様な担い手

## 地域農業への想いを形に イチゴ栽培の発展を目指して

～土庄町滝宮 山本 美和さん～



山本美和さんは、土庄町滝宮でイチゴを栽培されています。平成9年に就農し、今年で経営開始26年目となります。現在、全国でも希少な品種で、管内特産の「女峰」を高設栽培で25a栽培しています。また、土庄町の認定農業者や香川県農業士に認定され、地域の農業リーダーとして活動中です。

実家は、牛を飼育し、米やジャガイモを栽培する兼業農家でした。子供の頃から農作業の手伝いをしていましたが、農業は身近な存在で生活の一部でしたが、その当時はそれを職業にするつもりは全くなかったです。

地元の会社で10年ほど勤務し、これからの自分の将来を模索していたちょうどその頃、県内でイチゴの高設栽培が普及し始めました。JA関係者の方から、「新しい栽培方法で、高品質なイチゴを作つてみませんか?」との声掛けをいただき、「これだ!私はイチゴを作りたい!」と即決しました。農業以外の仕事を経験したからこそ、自分には農業が向いていることがわかり、加えて、社会に出て異業種の仕事に携わり、そこで学んだことや人との繋がりは、農業経営を行う上で大きな財産となっているそうです。

今後は、今の経営規模を維持しながら、5年後を目途に後継者を育成したいと語る山本さん。イチゴ栽培の経営開始には、初期投資等ハードルの高い部分もありますが、経営継承などを活用し、円滑に就農しているケースもあります。そんなイチゴ栽培を志す就農希望者の一助となればと、県の新規就農者里親制度に登録、さらに、家の離れをリフォームして、短期で宿泊研修できるスペース(写真)を整備されました。山本さんの地域農業に対する想いや、希望はますます高まるばかりです。一層のご活躍をお祈りします。

# 令和4年度農業経営発展支援セミナーを開催

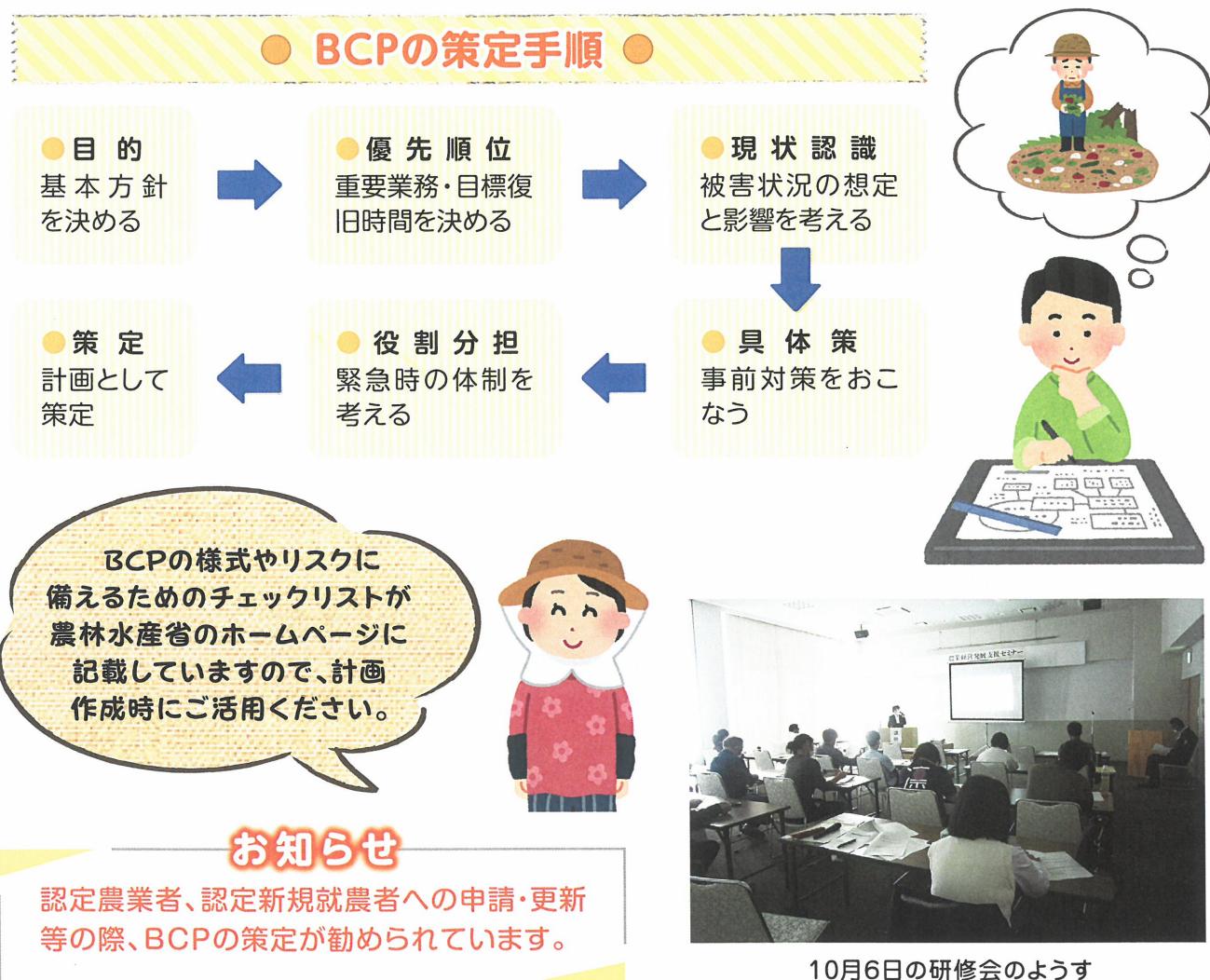
## ー農業者が知りたい「インボイス制度」と「農業版BCP」ー

10月6日、小豆島町内において、普及センター主催による農業経営発展支援セミナーを開催しました。講演では、税理士が、来年10月から始まるインボイス制度の概要及び課税事業者と免税事業者のそれぞれの注意点、農業者と取引の多いJAの特例等について説明がありました。また、県担当者から、BPC（事業継続計画）について情報提供があり、参加者からは多くの質問があり、関心の高さが伺えました。

今注目されているこの2つの制度について、農業者の皆様に大きく関係しますので紹介します。

## 「BCP（事業継続計画）」とは

自然災害などの緊急事態が発生した場合、経営資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続や早期復旧を可能とするために、あらかじめ決めておく計画のことです。BCPは難しいものではなく、これまで経験としておこなってきた対策をもとに、事前に計画書として作成します。作成したら家族や従業員と計画の内容を確認し、必要に応じて内容の見直しをしましょう。



詳しくは、普及センターまでお

# 「インボイス制度」とは

「売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝える」ものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



## ●はじめに・・・

事業者は、大きく分けて消費税の計算・申告の必要のない「免税事業者」と、消費税の計算・申告の必要がある「課税事業者」の2つの事業者に分かれます。

また、「課税事業者」の計算・申告方法については、「簡易課税」と「本則課税」の2つの方法があります。まず、ご自身がどちらの事業者に該当するか、また「課税事業者」であった場合、どちらの方法で計算・申告しているか、確認してください。

## ●インボイス制度とは・・・

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

買手は仕入税控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

## ●事業者の影響は・・・

### 《農業者が「買手」の立場で「課税事業者で本則課税」の場合》



※課税事業者であっても「簡易課税」の方は、消費税を計算する際に「仕入税額控除」しません。

また、「免税事業者」の方は、そもそも消費税の計算・申告が不要です。

### 《農業者が「売手」の立場で「課税事業者」でありインボイス発行事業者の場合》



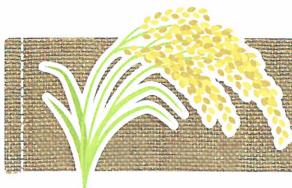
※「買手」が「課税事業者」の「簡易課税」の場合や「免税事業者」の場合

「買手(取引相手)」はインボイスを必要としないので、売手側である農業者がインボイス発行事業者であるか否かは関係ありません。

※農協特例、卸売市場特例(農業者の生産物を農協・卸売市場などが販売する場合)

農業者のインボイス発行義務を免除するので免税事業者でも取引上不利になりません。

気軽にお問い合わせください。



## 「コシヒカリ」の品質は 「基本技術の励行」により年々上向き！

小豆島産「コシヒカリ」の一等米比率は、登熟期間の高温などにより、令和元年産が0%（県内3%）であったことから、一等米比率を中心に品質向上が急がれる状況でした。

このため、普及センターでは令和元年度からJA香川県小豆地区営農センターと連携し、地区毎にきめ細やかな講習会や巡回指導、水稻食味コンクールなどを実施し基本技術の励行を呼びかけてきました。

その結果、令和4年産の一等米比率は現時点で50%（県内5%）となり、令和元年産から着実に向上しています。

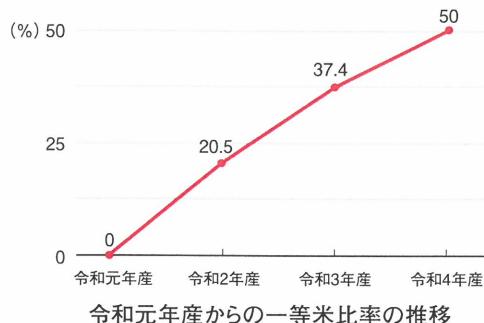
### ●品質低下の主な要因

品質低下の主な要因として、次の項目が挙げられます。

- ①登熟期間の高温（未熟粒などの発生）
- ②登熟期間の日照不足（未熟粒の発生）
- ③過繁茂や粒数の過剰（生育が旺盛）
- ④水管理（収穫前の早い時期からの落水など）
- ⑤早刈りや遅刈り…など



特に今年の夏は高温が続き、品質低下しやすい気象条件でした。



### ●品質向上に向けた取り組み

生産者の皆さんには、品質低下の要因を知つてもらうとともに品質向上を図るため、以下の取組みを行ってきました。

- ①管内6地区（延べ8回）において田植え直前と穗肥直前の2回、講習会を実施。特に、会社勤めの人も参加しやすいよう夜間講習も実施（令和元～）
- ②適期収穫を図るために収穫直前に現地巡回を行い、立札を立てて生産者に収穫時期の目安を周知（令和3～）
- ③水稻栽培しおりを「見てわかりやすい」内容に変更（令和4～）  
※「ヒノヒカリ」についても同様に実施



適期収穫現地巡回



栽培講習会（座学）



令和3年度コンクール表彰式

### ●さらなる品質向上と食味向上に向けて

また、令和3年度からは食味向上にも視点を置き、「小豆地域コシヒカリ食味コンクール」を開催しています。

コンクール上位入賞者の方々は、倒伏させない稻づくりと水管理や病害虫防除、また適期収穫など基本技術を励行することで良食味米生産を達成しています。

あらためて、水稻の品質向上には「基本技術の励行」が重要であり、令和5年産水稻の品質向上に向けて、生産者全員で頑張っていきましょう。



今後、あらためて  
ご案内いたしますので、ぜひ  
ご参加ください。

## 「令和4年度 小豆地域良質米生産推進研修会」を開催します。

- 日時・場所 令和5年1月19日(木)午後1時30分から・イマージュセンター
- 内 容 ・令和4年度小豆地域水稻食味コンクール表彰式  
・水稻栽培での土づくりや肥培管理の講演 など